

令和 2 年浦安市教育委員会第 4 回定例会会議録

浦安市教育委員会

令和2年浦安市教育委員会第4回定例会

- I. 日 時 令和2年4月9日(木)
開 会 午後3時03分
閉 会 午後4時15分
- I. 場 所 市役所4階 S6会議室
- I. 進 行 教 育 長 鈴木忠吉
- I. 出席委員 教育長職務代理者 宮道 力
委 員 宮澤 ミシェル
委 員 舘 里 枝
委 員 吉野 則子
- I. 出席説明者 教育総務部長 白石嘉雄
教育総務部参事 大友隆司
教育総務部次長 醍醐 恵二
教育総務部副参事(教育総務課長) 河野良江
教育政策課長 宇田川 知久
学 務 課 長 大和利光
指 導 課 長 丸山 恵美子
教育研究センター所長 山本 典子
保健体育安全課長 斉藤 恭一
生涯学習部長 八田 吉浩
生涯学習部次長 島崎 浩一
- I. 傍 聴 人 1名

I. 案 件

第1. 会議録の承認

1. 令和2年浦安市教育委員会第2回定例会会議録の承認について

第2. 教育長からの一般報告

第3. 審議事項

- 議案第1号 「浦安市特別支援教育のあり方報告書」(案) について

第4. 協議事項

1. 「浦安市立学校における働き方改革推進計画」について

第5. 報告事項

1. 行事開催案内

- (1) 令和2年度市民大会実施競技開催案内について

2. 行事・会議報告

- (1) 学校給食用食材の販売会開催報告
- (2) 令和元年度青少年自立支援未来塾開催報告
- (3) 令和元年度第3回浦安市青少年センター運営協議会会議報告
- (4) 令和元年度市民大会実施競技開催報告
- (5) 中央図書館リニューアルオープンについて

3. その他・報告事項

- (1) 教育委員会共催・後援行事一覧
- (2) 令和2年度浦安市教育委員会学校訪問実施要項
- (3) 令和2年度幼稚園・認定こども園計画訪問実施要項
- (4) 令和元年度教育相談実施報告について
- (5) 令和元年度学年末及び令和2年度学年始め休業中における事故等につい

て

- (6) 令和2年度産業医及び健康管理医について
- (7) 令和2年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置について

第6. その他

開 会 (午後 3 時 03 分)

鈴木教育長 これより令和 2 年浦安市教育委員会第 4 回の定例会を始める。
議事に入る前に、案件の追加について委員の皆様にお諮りする。議事の第 5. 報告事項の 3. その他・報告事項に「教育委員会への委任事項の内、教育長が臨時代理した事項に関する報告」の議事を追加することに承認いただけるか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議事の第 5. 報告事項の 3. その他・報告事項に(8)として「教育委員会への委任事項の内、教育長が臨時代理した事項に関する報告について」を本日の案件に追加する。

それでは、議事に入る。

議事の第 1. 会議録の承認である。1. 令和 2 年浦安市教育委員会第 2 回定例会会議録について承認いただけるか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、令和 2 年浦安市教育委員会第 2 回定例会会議録は承認された。

なお、会議録の承認に当たり、会議録の署名を宮澤委員にお願いします。

次に、議事の第 2. 教育長からの一般報告に移る。

私から報告する。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてだが、4 月 3 日(金)夕方に市長より、新学期は始業式・入学式は縮小して実施し、5 月 6 日(水)まで臨時休業を延長する旨のメッセージを、続いて私から、子どもたちに向けたメッセージをホームページに掲載した。しかし、4 月 4 日(土)、5 日(日)の週末にかけ、東京を中心とした首都圏で 100 人を超え

る感染者が発症し、そのうち感染源が特定できない感染者が急激に増加したことから、市長から週明けに対応策を変更せざるを得ないと相談があった。そこで、4月6日(月)の朝、新型コロナウイルス対策幹部会議が開催され、非常事態宣言がなされたら、すぐに学校を休業することを決定し、同日に令和2年度第1回校長会が開催されていたことから、私より新型コロナウイルス対策幹部会議の決定事項を説明した。そして、同日午後、市長に相談の上、翌日に控えた始業式や入学式についても延期し、子どもたちに分散個別登校による教科書等の教材配付の対応が可能であることや、引き続き学校を休業とすることと決定したものである。教育委員の皆様には連日電話やメールで教育長専決の了解を得たことを後ほど報告させていただく。

生涯学習・スポーツ施設・行事についても、現在、全ての施設で休館あるいは休業の措置になっている。リニューアルオープンした中央図書館についても、インターネットや電話等での貸出業務のみを予定しているが、4月11日(土)からは、貸出業務も含め、全て休館・休業を予定している。また、屋外スポーツ施設や事業も全部中止としており、全ての施設が休業となっている。

次に、年度末・年度初めの諸行事についてだが、3月31日(火)の退職者辞令交付式及び、4月1日(水)の新規採用者辞令交付式は、いずれも部長職のみの参列とし、災害対策本部室で規模を大幅に縮小して実施した。また、3月27日(金)に開催した教職員感謝状贈呈式も大幅に縮小し、教育委員会を代表して私からねぎらいの挨拶と、退職者を代表して東小学校の手塚校長から感謝の挨拶のみの式となった。手塚校長の挨拶の中で、「県の辞令交付式が中止になる中、浦安市で開催してくれたことに感謝している。この会を通じて、定年退職を迎える節目やけじめが付き、気持ちに整理をつけられた。最後まで温かい浦安市教育委員会であった。」と言葉をいただき、私自身も開催の可否について、最後まで悩んだが、開催できてよかったとしみじみ感じたところである。やはり人生の節目は、とても重要な意味を持つと強く感じた次第である。

次に、この4月7日(火)の始業から今日までの各学校の状況について

だが、始業の日は、分散登校で元気に登校している姿が見られ、なかには、午後の登校で連絡をしたにもかかわらず、朝8時から来ている子どもや、午後1時が登校時間にもかかわらず、30分前には全員がそろうなど、子どもたちが学校再開を心待ちにしている様子が感じられた。4月8日(水)の小学校の入学の日、本日9日の中学校の入学の日も、子どもたちにとっては、新しいクラス編成、新しい担任も発表され、新学期ならではの特別な日を迎え、心躍る日となったようである。どの学校も子どもたちを受け入れるための工夫や準備が用意周到になされており、温かい雰囲気的光景が随所に見られた。例年の入学式とは全く異なった日となったが、親子に十分な記念撮影の場所と時間が確保され、担任の先生が子どもたち一人一人と話をしたり、また、担任の先生と一緒にランドセルから教科書を机の中に出し入れするなどの姿も見られた。こんな場面はいつもの入学式ではあり得ない光景で、子どもにとっても印象に残るものと感じた。ただ、感染が不安なためか、子どもは登校させずに保護者だけが説明を受けに来たり、教科書等の教材を受け取りに来たりする姿も見られた。明日は幼稚園・認定こども園の入園の日となるが、同様な対応となる予定である。いずれにしても、学校が再開されたときには、改めて学級開きや入学のお祝いの式等が催されるものと思っている。

最後に、令和2年度の各校種別学級数、園児・児童・生徒数を報告する。児童・園児数は令和2年4月8日時点で、幼稚園・認定こども園は4月2日時点のデータである。幼稚園・認定こども園の学級数、園児数は53学級、1,210人、前年度と比較して4学級減、81人の減となっている。続いて、小学校の学級数、児童数は、小学校は311学級、児童数8,817人となり、前年度と比較すると5学級減、132人の減となっている。中学校の学級数、生徒数は、121学級、生徒数3,883人となり、前年度と比較して4学級減、75人の減少となる。小中学校合わせて児童・生徒数1万2,625人で、207人の減となっている。なお、教職員数は、小学校452人、中学校239人、合計691人、県費講師51人、市費の少人数教育推進教員46人、補助教員102人となる。

私からの報告は以上である。

次に、審議の第3. 審議事項に移る。

議案第1号 「浦安市特別支援教育のあり方報告書」(案)についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

白石教育総務部長 議案第1号 「浦安市特別支援教育のあり方検討報告書」(案)について、提案理由の説明を申し上げる。

本案は、3月定例会で協議いただいたところだが、現在、特別な支援を要する児童生徒は年々増加しており、これまで本市が取り組んできた特別支援教育についての成果と課題を検証し、今後の特別支援教育推進のための方向性を示す報告書(案)として提案させていただくものである。詳細については、教育政策課長が説明する。

宇田川教育政策課長 本市の特別支援教育は、これまで様々な取組を行ってきたところだが、現状の課題等を整理して、今後の本市における特別支援教育の基本的な考え方にに基づき、特別支援教育の体制の整備あるいは政策的な方向性を示す報告書としてまとめるため、今年度、検討委員会を設置して協議を行った。報告書については、3月12日(木)の第3回教育委員会定例会において協議事項として提出させていただいた後、3月27日(金)に最後の特別支援教育あり方検討委員会を開催し、委員からの意見等をまとめ、修正作業を行った。

本日の説明に当たっては、前回の定例会において説明させていただいた全体の構成や児童生徒の推計、意識調査等については割愛させていただく。

初めに、30ページから32ページにかけては、関係団体ヒアリングからの調査結果を整理したものになる。30ページの(3)に見えてきた課題を掲載している。①就学に関することでは、こども発達センターとまなびサポートの連携では、両機関のより一層効果的な連携を図っていくための体制づくりに課題があることや、特別支援学校への通学において

の、通学上の困難さが課題として挙げられている。

次に、②浦安市における特別支援教育の現状に関することでは、教員の資質、指導力等の向上が課題として挙げられ、専門性の高い教員が必要であるとの意見が多く聞かれた。このことから、専門性や指導力向上のための研修や校内外のサポート、育成していく体制の充実が求められている。また、通常の学級と特別支援学級との交流や、「はっぴい発表会」などでの児童生徒同士あるいは教員同士での交流については、続けてほしいという好意的な意見が多く寄せられ、個に応じた支援という観点では、一人一人の特性に合わせたきめ細かな支援を行うために十分な授業準備が必要であり、時間の確保あるいは心身障がい児補助教員へのサポート体制の充実が求められている。

次に、③支援や制度等に関することについては、障がいの早期発見と、適切な支援につなげることが大事であることや、特別支援教育コーディネーターの専任化、そして、個別の指導計画の適切かつ効果的な活用などに関する意見があった。

次に、④特別支援学校設置に関することは、小学部から高等部までの全学部におけるニーズがあり、特に通学における課題の解消につながる高等部の設置について望む意見も多かった。一方で、多様な学びの場の観点から、小学部から高等部までの設置が必要という意見もあった。

これらの意識調査、ヒアリング調査の結果から見えてくる本市の特別支援教育における課題として整理したものが、33 ページから掲載している「第5節 本市の特別支援教育における課題」となる。

続いて、36 ページからの「第3章 本市における特別支援教育のあり方」では、第2章第5節でまとめた本市の特別支援教育の課題を踏まえ、本市のこれからの特別支援教育の基本的考え方を示している。共生社会の形成に向け、特別支援教育の基本的な考え方として3つの考え方を挙げさせていただいた。1点目は「個に応じた適切で多様な学びの場の充実」、2点目は「連続した切れ目のない支援の充実」、3点目は「地域で育ち、地域で学べる環境づくり」とし、最も大切な考え方として、「本

市では、一人一人の子どもに必要な学びがどのようなものであるのかを第一に考え、その子が自立し、社会参加できるためにどのような教育が必要かを考えていきます」と記載した。子どもたち一人一人が学校卒業後においても自立し、社会参加しながら地域の中で生きていけるよう、それを実現するために、その子にとってどのような学びが必要であるか、適切なのかということ踏まえた就学相談等の在り方あるいは学びの在り方というものが大変重要であると考えている。

次に、38 ページには、「第2節 目指すべき方向性と具体的方策」をまとめ、基本的な考え方、目指すべき方向性、取り組み、具体的方策ということで整理している。

1点目は「個に応じた適切で多様な学びの場の充実」で、方向性としては、「子どもたち一人一人の持てる力を十分に発揮できる、教育的ニーズに応じたより適切で多様な学びの場をさらに充実させます」とし、取り組みとして、4つのカテゴリーに分けて整理した。1点目は、障がいの状態を意識した特別支援学級等の充実、2点目は、通常の学級に在籍している配慮を必要とする児童生徒の支援を図るため、通級指導教室の拡充や学習支援室の効果的な活用、3点目は、校内の人材等の効果的な活用の推進、4点目は、全ての教職員が特別支援教育の視点に立った指導・支援ができるよう研修会等の見直しを図るとともに、特別支援学級等においては、より専門的に指導ができるよう教員の育成を図ることを取り組みとして挙げている。

この取り組みを実施していくための具体的な方策を39 ページに記載している。一つ一つの説明は割愛させていただくが、ここでは、新たに実施に向けてやっていくこと、そして現在既に実施しているが、さらに効果的に活用していく必要があるものについて示している。

次に、42 ページの「第3節 特別支援学校の誘致に関する考え方」の概要について説明させていただく。本市では、平成20年度より千葉県教育委員会に対して県立特別支援学校の誘致を求めており、千葉県の第2次県立特別支援学校整備計画では、過密状況にある地域の知的障がい特別支援学校、そして、肢体不自由特別支援学校への対応を計画的に進め

るとし、整備手法として、既存の学校の校舎の増築のほか、使用しなくなった県立学校等の校舎、市町村の協力を得て、使用しなくなった市町村立小中学校の校舎を活用することとしている。本市としては、これまで学校施設を利用した県立特別支援学校の誘致について協議を重ねているが、誘致の実現には至っていない。今回行った意識調査やヒアリングなどでも、特別支援学校の設置を求める意見が多く聞かれ、本市に特別支援学校が設置されることで、児童生徒や保護者の負担軽減につながり、さらに医療的ケアが必要な子どもをはじめ、様々な障がいのある子どもたちの指導・支援の充実も期待できることや、特別支援学校のセンター的機能により、教員の専門性の向上あるいは指導力の向上も期待できると考えている。本市も、特別支援学校の誘致に当たっては、これまで学校統合によって空いた校舎を利用するという考えだったが、それにとどまらず、児童生徒の減少による空き教室を活用する既存校との併設型も今後は視野に入れていく。

次に、「1 特別支援学校の設置学部についての考え方」については、現在、小中学校段階において、県立市川特別支援学校や県立船橋特別支援学校等に通学している児童生徒は、通学に長時間を要しており、本来は、より専門性の高い特別支援学校（小学部・中学部）への進学を希望する児童生徒でも、市川や船橋への通学が困難なことから、市内の特別支援学級に通っている実情もあることから、本市に小学部から高等部までの特別支援学校が設置されることにより、通学における課題が解消され、より就学時の選択肢を広げることができ、個に応じた専門的な学びを実現することができることから、基本的には小学部から高等部の設置を考え方としている。

次に、「2 障がい種別についての考え方」については、現在、本市在住で特別支援学校に通学している児童生徒の多くが、市川特別支援学校に通っており、一方、肢体不自由のある児童生徒は、通学に多くの時間をかけ、船橋特別支援学校または船橋夏見特別支援学校に通っている現状にある。そのため、特別支援学校の障がい種別については、知的障がい及び肢体不自由併設が望ましいと考えるが、施設規模等の実情に合

わけて的確にニーズを捉えながら優先順位を設定し、段階的に設置していきたいと考えている。

最後に、「3番 誘致方法についての考え方」については、県立特別支援学校の誘致は、県において、県立学校や市町村立学校の転用可能な校舎等の活用による整備方針が示されていることから、本市では、学校規模適正化の取組と合わせて、転用可能な校舎について検討してきた。しかし、児童生徒が減少傾向にある地区であっても、中長期的な視点で見ると、大規模共同住宅の再開発の可能性も否定できないなど課題が多いことから、空き教室を活用する既存校との併設型も視野に入れて、今年度から県と協議を進めてきた。学校統合により転用可能となった校舎の利用の可能性は残しつつ、小規模校における空き教室の活用や市内の公共施設を活用することも加味することとし、小学部及び中学部と高等部を分散し段階的に誘致を行うことで、千葉県と具体的な協議を図っていくとさせていただいた。

今後は、具体的な協議の中で、スケジュール等を組みながら進めていきたいと考えている。説明は、以上となる。

鈴木教育長 報告書に検討委員会の会議の一覧をつけていただきたいと思います。会議録ではなくてもよいが、話し合われた内容や決定した項目など、検討した経緯を把握できるようにしていただきたいと思います。

また、次回以降、このような報告書の説明は、ポイントとなる点をA4用紙1枚程度にまとめていただき、内容を精査した上で説明をしていただきたいと思います。

委員 現在、県外の学校に通っている子どもたちもいるとのことだったが、なぜ、県内でなく県外を選択したのか。

山本教育研究センター所長 ほとんどの子どもたちが千葉県内の学校に通っているが、例えば、視覚障がい、聴覚障がいのある子などに、県外の特別支援学校に通う児童生徒がいる。

委員 そちらの方が、よりよい教育が受けられるということか。

鈴木教育長 よりよい教育が受けられるということや以前にその地区に住んでいたことから選択しているようである。

山本教育研究センター所長 肢体不自由のある子どもで板橋区にある筑波大附属桐が丘特別支援学校に、また、文京区には筑波大学付属視覚特別支援学校が、県内ではあるが市川市の筑波大学附属聴覚特別支援学校などには保護者が希望して通学している。

委員 報告書をいただく度に、表やグラフが分かりやすいように工夫され、素晴らしいことと思う。また、特別支援学校の誘致については、長期にわたり懸案となっていたと思うが、この誘致方法で本当に誘致できるのか。

宇田川教育政策課長 今後、この考え方を基本に検討・協議を進めていきたいと考えている。

鈴木教育長 私もこの報告書を読み、随分と充実した内容になり、今までの浦安の特殊教育から特別支援教育の在り方が、まとめられたことはすごく評価できている。今、委員の質問にあったように、この後どのような行動計画を立てていくのが重要で、今回は「あり方」としての方向性を示した。第4節に具体的な方策も掲載されているが、いつまでにどこまでやれるのかというロードマップを次の段階でつくっていく必要がある。この報告書は、今後の方針となるので、ここからは行動計画を立てていくという前段で、むしろこれからが大変になると思う。今、委員が心配されていた特別支援学校誘致も平成26年から毎年、千葉県教育委員会に要望書を提出してお願いしてきており、今までは、学校全体の誘致としていたが、子どもの数を考え、空いたところから分校であったり、小学部や高等部だけでもというところとしたという点で一歩進めた書き

方となっている。

私は、この「特別支援教育のあり方」という、障がいの捉え方について、いつまで障がいと言うのか、もしかしたら障がいではなく特性になるのではないかと思っている。例えば、もう日本語を母語としない子どもたちが学校にいたら、その子どもたちは日本語が分からないため、それも障がいとなる。もしかしたら「特別支援教育のあり方」というのも、10年もたないうちに、「特別支援教育」の「特別」が障がいとはもう言わなくなるのではないかと思う。浦安は、新宿区や群馬県太田市のように日本人以外の子どもたちの数はそこまで多くなが、これからの社会は、確実に日本語を母語としない、国籍も多様な子どもたちが多くなってくる。そのような子どもたちのニーズにどのように合わせていくかと考えたときに、特別支援という言葉の意味も変わってくるように思う。

ほかにないか。よろしいか。

それでは、これより議案第1号の採決を行う。

議案第1号については、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第1号「浦安市特別支援教育のあり方報告書」(案)については承認された。

なお、報告書の文言の誤りの修正と検討経緯を追加するようお願いする。

宇田川教育政策課長 はい。

鈴木教育長 次に、議事の第4. 協議事項に移る。

1. 「浦安市立学校における働き方改革推進計画」について、事務局からの説明を求める。

大和学務課長 それでは、学務課から「浦安市立学校における働き方改革推進計画」の説明をさせていただきます。

本計画は、文部科学省のガイドライン及び千葉県教育委員会のガイドラインを受け、浦安市の行動計画という形で作成しており、1ページ目に本市の教職員の勤務実態について掲載している。本市では、昨年度より教員の出退勤時刻をタイムカードで客観的に記録しており、その結果が表1のようになっている。いわゆる過労死ラインと言われる80時間を超える教職員の割合は、表2にある県の総数とほぼ同等となり、浦安市と千葉県は、同じような勤務実態となっている。

2ページ目の本市としての目標では、「子どもと向き合う時間を確保できている教職員の割合」を70%以上、「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」を95%以上にするということと、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在校する教職員をゼロにするという二本立て目標を立てており、県の目標と同じとなる。浦安市は、教職員の意識改革がより大事であるという視点から、県とは並びを変えて記載している。

次に、具体的な取組について説明をさせていただきます。4ページ目に教職員の残業の業務内容を表で示しており、残業の業務内容として特に多いのは、小・中学校ともに、授業の準備、評価に関わる業務等が挙げられ、部活動もある程度の割合を占めていることから、6項目の観点で、教育委員会としてどのように取り組んでいくか、学校としてできることは何かということをも5ページ目以降に掲載している。

5ページ目から8ページ目までが、教育委員会としての取り組みになり、例えば、7ページ目の(4)に「学校を支援する人材の確保」の丸数字で書かれているところが大きな項目立てとなり、その下の破線の囲いについては、既に教育委員会で具体的に取り組んでいる内容を掲載している。ただ、これらについても、現状と同様に来年度も進めればよいということではなく、さらに内容を整理しながら、学校に負担がかからないよう学校の負担軽減につながるような形で取り組んでいきたいと考えている。

部活動のガイドラインや学校を支援する人材の確保については、国や県が示している取り組みについては、浦安市では独自に取り組んでいることから大幅に変更するという事は難しい状況となる。より学校に意識していただきたいという点については、8ページ目から10ページ目に学校の取組として記載しており、先ほどと項立ては同様となっている。例えば、業務の改善としての丸数字には、既に学校も実施している点を挙げている。

また、これらの項目立てでは、実践が難しく、整備できないものもあり、11ページ以降に、実際に学校がやること、校長がやるべきこと、教員がやるべきことということをチェックリストという形で作り、こちらをチェックすることで意識化を図っていきたいと考えている。

最後のページについては、市教育委員会の本年度の年間計画をスケジュール化し、それぞれの所属で適切に取り組んでいきたいと考えている。

この計画を基に校長会や教頭会とも連携を図りながら、国や県の指針等を踏まえながら、進めてまいりたいと考えている。

説明は以上となる。

鈴木教育長 この計画は、法律で策定しなければならないとしているのか。

大和学務課長 文部科学省からは、それぞれの教育委員会で計画を作成するよう指示がなされているが、現段階で法律上規定されているものではない。

鈴木教育長 浦安市は、文部科学省や千葉県の示す取組をこれまで実施してきたが、実施しても改善が見られないということを伝えるべきであると思う。やはり人的な配置が足りていないと伝えるべきであると思う。

大和学務課長 実は、国・県でも同じように人の配置や教育内容の精選が必要であるとしているが、やはり数字だけで判断されてしまう現状にある。浦安市の目標として、正規の勤務時間を80時間を超えて在校する教職員をゼロにするという目標も、単にゼロにすればいいということではなく、業務改

善を意識することが大事となる。

1 ページ目にあるように昨年6月の段階で、例えば小学校の教員の80時間超えは、教員の12%となっているが、11月の段階では6%となり、校長会・教頭会で様々な工夫をし、現場でも意識改革を行った結果であると思う。

委員 先生方はいろいろな思いをもって業務に取り組まれており、自分は、このようにしたいという強い思いもあるので、時間外をゼロにすることは難しいと思う。一方で、新しくICTの活用などにより、先生方がその準備に追われてしまうという点については、今後変えていく必要がある。

鈴木教育長 人の配置については、国の方でスクール・サポート・スタッフを配置しているが、本市では何人か。

大和学務課長 スクール・サポート・スタッフは、昨年度は1名で日の出中学校に配置してきた。

鈴木教育長 今年度の配置状況はいかがか。

大和学務課長 今のところ、1名の配置となっている。実は、県の調査で、多くの学校で配置を希望したが、実際に配置されたのは本市では1名で、新規の配置はなかった。

鈴木教育長 スクール・サポート・スタッフの配置後に、業務が改善されたデータなどを集計してもよいと思う。浦安市ではこれだけの取り組みを行っても改善が見られず、限界にきている。やはり人の配置が不可欠で、今回、国の施策でスクール・サポート・スタッフを1名配置された結果、例えば日の出中は3%落ちたということデータを報告し、今後の要望につなげていただきたい。

また、先程委員の発言にあったように、せっかく I C T 支援員を配置しても、よりよい授業を実施しようと思うことで、時間外が増えてしまうということもある。今まで市費非常勤職員は、子どもの教育の充実のため、さらに業務を充実させるための配置としている。初めて国でスクール・サポート・スタッフを配置し、先生の代わりに印刷などの業務を行うことで、教職員の時間外勤務が減ったことを国や県に示していく必要があると思う。

委員 以前、何かの研修会に参加した際、最後に「今、学校には人が足りない。人を増やしてほしい。」という参加者の発言に、多くの参加者が賛同し、拍手をおくっていたが、改めて人の配置は重要なのだと感じた。

鈴木教育長 以前、委員から行政は計画を作るのは得意だが、その後の検証までは行き届いていないという発言があった。教育委員会での取組スケジュールについても、ぜひ評価を行っていただきたい。また、令和2年4月は、新型コロナウイルス対策で変更となっていることも多いため、もう一度見直していただきたい。

また、11 ページの(7)は、「校長及び教員にお願いしたいこと」ではなく、「チェックリスト」に修正していただきたい。「校長及び教員にお願いしたいこと」とあると意識が変わらない。校長や教員が自ら行うことを教育委員会がお願いする必要はない。

これについて、何かご意見などあれば事務局に連絡いただき、それを修正し、次回の定例会で報告をお願いする。

次に、議事の第5. 報告事項に移る。

1. 行事開催案内並びに2の行事・会議報告については、事前にお配りした資料をもって報告とさせていただきます。

次に、3のその他・報告事項の(6)から(8)について、事務局からの説明を求める。

斉藤保健体育安全課長 (6)、(7)について続けて説明する。

まず、(6)令和2年度産業医及び健康管理医の配置についてである。

労働安全衛生法及び浦安市立学校職員安全衛生管理規定に基づき、学校職員の健康の保持促進を図るため、学校職員が常時50名以上の学校には産業医、50名未満の学校には健康管理医を配置している。教育委員会を総括する総括産業医については、昨年度に引き続き神谷尚志先生をお願いしている。

本日出席いただいている吉野委員にも、見明川小学校の健康管理医をお願いしている。

委嘱状については、学校医の委嘱状と合わせて、4月6日(月)の校長会にお渡ししており、例年であれば、校長先生と養護教諭から学校医の先生方、産業医の先生方に持参させていただくところだが、新型コロナウイルス感染症拡大防止もあり、どのような方法でお渡しするかについては、学校で対応を検討していただく予定である。

続いて、(7)令和2年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置についてである。

まず学校医の基準は、学校医については、内科が児童生徒350人ごとに1名、眼科と耳鼻科が各校1名の配置となっている。学校歯科医は、児童生徒250名ごとの配置、学校薬剤師は各校1名の配置となっている。

令和2年度の学校医、学校歯科医や学校薬剤師の配置に資料のとおりとなる。基本的な配置は、学区ごとの医療状況が把握できる先生方をお願いしているところである。

新任として、学校医の高須雄一先生、学校歯科医の平健人先生、若林孝明先生、南一郎先生の4人の先生が、また、学校医の国川謙蔵先生、学校歯科医の斉藤光彦先生が退任となる。退任される国川先生と斉藤先生については、在任期間が10年を超えていることから、褒賞規程に基づいて、後日、感謝状と記念品を贈呈する予定である。

最後に、例年、5月・6月に実施している健康診断について、医師会と歯科医師会と相談させていただいているが、予定を延期させていただくこととしている。健康診断の実施時期については、5月7日(木)に学校再開ができるかどうかという点を含め、5月中に医師会と歯科医師会

と相談させていただき、保健体育安全課から各学校に文書で連絡させていただく予定である。

説明は以上である。

河野教育総務課長 (8)教育委員会への委任事項の内、教育長が臨時代理した事項に対する報告について説明させていただく。

浦安市教育委員会の権限事務を教育長に委任する事務委任規則第4条の規定に基づき、教育長が臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について、報告する。

政府の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を受け、市立小中学校・幼稚園・認定こども園について、臨時休業とするとともに、市関連施設の臨時休館、市が主催・共催するイベントについて、原則中止とするため、浦安市教育委員会の権限事務を教育長に委任する事務委任規則第3条第2項の規定により、教育長の臨時代理を行った。

報告は以上である。

鈴木教育長 それでは、第5の報告事項に対する質問を受け付ける。

吉野委員に伺いたい。健康診断は、法定事業となるため、6月末までに終えなければならない。今年については、今年度中に実施するよう通知がきているが、この新型コロナウイルスの状況がどうなるかということ、また、学校も授業ができず、夏休みも短縮が検討されている。そして、運動会・体育祭や修学旅行をはじめ、もともと12カ月で計画していた期間が狭まっているなかで、学校医、学校歯科医の先生方の日程を調整することが難しいのではないかと思うが、見明川小学校ではいかがか。

委員 小学校の日程も厳しい状況にあり、例年も学校から候補日を打診され、検討する形になっている。

鈴木教育長 各学校と学校医、学校歯科医の先生方による調整で実施日を決定するということか。

先程、私からの説明の中で今年度中に健康診断の実施するよう通知があったこととお話ししたが、本市では今年度中に実施できそうか。

齊藤保健体育安全課長 医師会との調整では、2学期中に実施する方向で進めている。

委 員 健康診断は密になるため、例年と同様の実施は難しい。

鈴木教育長 少なくとも時間が倍かかるように思う。

委 員 今回の学校の健診は、終戦後から長年同様に実施しており、少し時代錯誤になっている。そして、今の子どもたちは、医療費の助成があるため、すでに医者にみていただいていることが多く、学校の健康診断で、新たに何かが見つかるということはほとんどない。この健康診断に意味があるのかと思いながら健診をしている。ぜひ、文部科学省にも考え方を考えていただきたいと思う。何かが起こったときにエクスキューズするために実施するのであれば、アメリカのように1人ずつ診断書を提出させるほうが合理的だと思う。ただ、そうすると診断書をもらいに行けない人はどうするのかという問題が出てくると思う。

委 員 青少年自立支援未来塾で、英語教室を始めたということだが、どのような成果があったのか教えていただきたい。

島崎生涯学習部次長 昨年度、夏休み期間中の7月から8月にかけて4回、新町・中町・元町の地域ごとに、定員を決めて実施した。

成果については、特に中学校1年生については、なじみずに脱落していってしまうことが多かったが、このような機会を設けたことで、英語が好きになった、継続して学べる機会につながったという成果を得たところである。

鈴木教育長 英語の対象学年はあるのか。

島崎生涯学習部次長 中学1年生から3年生までが対象となる

鈴木教育長 今回、初めての試みであったため、期間限定で回数も少なく実施したが、かなりニーズが多かったことから、令和2年度は少し増やしていきたいと考えている。本当は夏休み前から始めたいと考えているが、新型コロナウイルス感染症の関係で、いつごろ開催できるかを協議していかなければならない。

ほかにはないか。よろしいか。

それでは、次に議事の第6. その他に入る。

本日はその他の事項の上程はない。

今回、欠席の宮道委員より新型コロナウイルスに関する子ども向けの教材を送っていただいた。とてもいい教材であったため、来週、学校に情報提供したいと考えている。

ほかによろしいか。

以上で、令和2年浦安市教育委員会第4回定例会を閉会する。

閉 会 (午後4時15分)